

児童育成手当に関する大切なお知らせ

新宿区児童育成手当施行規則の改正により、令和7年6月分の手当から所得制限限度額が引き上げられました。

児童育成手当の受給資格を区から認定されていない方は申請が必要です。

所得制限限度額の引上げ

児童育成手当の所得制限限度額を表のとおり引き上げます。

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	これまで	R7.6月分から
0人	3,604,000	3,661,000
1人	3,984,000	4,041,000
2人	4,364,000	4,421,000
3人	4,744,000	4,801,000
4人	5,124,000	5,181,000
5人	5,504,000	5,561,000

(お問い合わせ先)

新宿区子ども家庭部児童育成担当課育成支援係

新宿区歌舞伎町1-4-1

区役所本庁舎2階16番窓口

TEL 03-5273-4558

FAX 03-3209-1145

児童育成手当制度の詳細は二次元コードより区ホームページをご確認ください。

